

第6期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第6期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成27年8月7日（金）午後6時30分から午後7時32分
開催場所	キュポ・ラ 会議室2号
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）稲川委員、松本委員、浅見委員、吉岡委員、高野委員、竹本委員、石井委員
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市協働推進委員会の答申について <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今期のまとめの確認について ・事務局から次回について <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 川口市協働推進委員会の答申</p> <p>4 これまでの審議のまとめ</p> <p>※3と4は事前送付（5は机上配付）</p> <p>5（新）川口市自治基本条例パンフレット・川口市自治基本条例の手引き</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局（企画総務課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者はなし。</p> <p>－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局（企画総務課長）</p> <p>本日は、今年度初めての会議であり、平成27年4月1日付で企画財</p>

政部長の人事異動があったため、自己紹介をさせていただきたい。

－ 企画財政部長から自己紹介 －

事務局（企画総務課長）

それでは、次第に従って進めたい。はじめに 2 報告事項として、事務局から報告を願いたい。

○報告事項

事務局

事前に送付させていただいた、川口市協働推進委員会の答申について説明する。まず、川口市協働推進委員会は、平成25年7月に設定され委員の任期は2年、委員は15名で構成されており、うち、公募市民は5名である。委員構成や選出区分も本委員会に近く、2年間の審議を経て、このたび、はじめて答申がされたので報告する。

協働推進条例の目的は、理念的、包括的な自治基本条例よりも、市と市民の協働に関する項目に限られているので、所管するかわぐち市民パートナーステーションの事業の運用状況を確認するなど、審議事項も明確となっている。

また、川口市自治基本条例第5条第3項に規定されている「協働の推進」について規定した「川口市協働推進条例」の運用に関して、市長からの諮問に応じて審議する委員会となっている。

川口市自治基本条例には、この他に「川口市市民参加条例」と「川口市市民投票条例」が同じく規定されているが、このいずれも附属機関、すなわち、委員会は設置していない。

つまり、今後は「協働による自治の実現」に関することについて何かある場合は、協働推進委員会から提言がなされることになる。

事務局からの報告は、以上である。

事務局（企画総務課長）

ただいまの報告事項について、何かご意見があればお願いしたい。

副委員長

説明によると協働推進条例のほか、市民参加条例や市民投票条例については、審議する委員会がないということだが、協働推進条例以外の2

つの条例に関する審議はどこがやるのか。

各条例の構成からすれば、自治基本条例を所管するこの委員会が審議することになると思うが。

事務局

この委員会は、市長の諮問に応じて審議することが基本なので、例えば諮問の内容がその条例を審議することが必要であると解釈すれば、審議することは可能である。

できるかできないかということなら、解釈によっては可能かと思う。

副委員長

そうなると、やはり諮問次第ということかと思うが、そうでないと審議できないというのは非常に歯がゆいところではある。

つまり、裏を返せば、諮問にないと審議ができないというのも、親条例を所管している委員会としては、少し物足りないように感じる。

事務局

補足をすると、これまでの諮問は抽象的であったことから、委員会で審議の手がかりとなるようなテーマを設定して、そのことについて答申をしてきている。

過去の答申で言えば、市の情報公開制度、行政手続きなどは、どちらかと言えば、「市民参加条例」の内容になる。

仮に、過去の答申を検証するというのであれば、「市民参加条例」などについても審議するのは可能であるし、関連することを広く捉えればかなりの範囲のテーマを設定することも可能ではないか。

副委員長

思うところは色々あるが、諮問によるという原則があるのは理解した。しかし、本来の姿としては、審議する内容の幅や柔軟性を期待したい。

事務局（企画総務課長）

ただいまの点については、事務局でも考えていきたい。それでは他に報告事項について、他に意見がなければ議事に進みたいが良いか。

— 委員了承 —

○議 事

事務局（企画総務課長）

ここからの進行は委員長にお願いしたい。

委員長

それでは、次第の議事にしたがって進めたい。

今回は事前に資料を送付していただいた。まずは事務局から事前に送付した資料の説明を願いたい。

事務局

この資料の内容については、結論としてまとめたものではない。これまで出された意見を書き出し、議論の流れを記述している。

その議論の中から導きだされたいくつかの望ましい委員会のかたちを抽出したものになっており、資料の真ん中に示したのは、委員会の考えた今後の望ましい委員会のかたちを3パターン示している。

また、第4・5期の成果として、委員会の在り方について審議した結果、委員の任期を2年から4年に改めたことなども記述している。

最後、残された課題として、かねてから課題となっている自治基本条例の認知度の低さ、抽象的な諮問によって、審議内容が左右されてしまうことなどを記述した。

次期の委員会がスタートするにあたり、この資料の内容を基に今期の委員会の申し送り事項のような形で内容をまとめたいと考えている。

そのために、本日の会議で皆さんからご意見をいただき、加除修正をしたうえで、仕上げていきたいと考えている。

事務局から資料の説明は以上である。

委員長

ただいまの説明を補足すると、次期の委員会の内容は次期の委員会で決めれば良いという考えもあるが、できるならば申し送りのようなものがあつた方が、審議に取り掛かりやすいと思う。

例えば任期を4年にした背景には、このような意見があつたというのも示しておく必要があると思う。

なお、事務局に確認したいのだが、資料の中に黒丸で書かれた項目が、文書化した場合に、項目の見出しになるイメージで良いか。

事務局

そのようなイメージで考えている。

委員

新しい委員には、この条例の策定経緯を含めた自治基本条例のレクチャーは、当然必要だと思う。

ただ、諮問がどのように出されるかによって何とも言えない。また、条例の認知度の低さというのはずっとひっかかっている。

委員

諮問について確認したいのだが、次の委員会に対する諮問は、新しい委員が委嘱される時には出ているのか。

事務局

これまでの経緯を考えれば、委嘱と同時の段階で出されると思う。

委員

次期の委員会に申し送りをするならば、この委員会は積極的に活動すべきなのか、あるいは表現は適切でないかもしれないが、いわゆる消極的というように2通りのかたちがあると思う。我々としては、できるならば積極的なかたちを次期に提案したいと思っている。

このような考えに及んだのは、条例に記載されている「提言することができる」というのは積極的に提言するのか、あるいは、「提言をすることもできる」のように、消極的にも読むこともできる。解釈としてはどうなのか。

委員

自治基本条例の33条の項目や、条例の手引きなどを読む限りでは、個人的には、積極的に提言をすることができると解釈している。つまり、委員会は諮問に応えることと、自ら提言する2本立てが委員会の役割になっていると考える。委員長はどのように考えているか。

委員長

条例では単に委員会の目的として書かれているので、条文には積極的に提言するかどうかという意図はないと考える。

しかし、提言をすると明記している以上は、消極的という趣旨はない

と思う。いずれにしろ、申し送りする以上は、申し送りを受けた新しい委員が参考になるようなかたちにすべきである。

積極的というのを訳すと、おそらく役に立つものであるべきということなのかと思う。

委員

少し論点が変わってしまうが、この委員会の議事録をじっくりと読む限りでは、自治基本条例の認知度が低いことは、委員の皆さんの意見として一致している。

前回の会議後に送付されたものが解決策としてどうかということで、事務局は送付したのか確認したい。

大学生の論文で、「自治基本条例の認知度を上げるためのワークショップの研究」という資料である。事務局の意図としてはどうなのか。

事務局

同じく、自治基本条例の認知度が低いという三郷市の事例を参考資料として送付した。この委員会でも兼ねてから課題として挙げられている認知度を上げるための手段の参考として送付した。

委員会がこのようなワークショップを企画・運営するという意図ではなく、無作為抽出で選んだ市民に自治基本条例をテーマに話し合ってもらえるような機会をつくれれば、条例を広く知ってもらえるという仮説のもと、取り組んだ他市の参考事例である。

委員長

自治基本条例の認知度が低いというのは、この類の条例があるどこの自治体でも抱えている課題である。あの手この手をつくすことで、四苦八苦している事実を伝えることが目的で、特に何か意図があったものではないということである。

議論を進めると、必ずこの認知度を上げるということにたどり着く。だとすれば、申し送り事項に盛り込むべき、課題になるかと思う。

さて、本日の資料このままでは、次期の委員会が議論するのは難しいと思うので、文書化した方がよいかと考えるがどうか。

委員

私も賛成である。文書化したうえで、参考資料として、図を交えたようなかたちに仕上げた方が、次期の委員の皆さんが受け取った時に、わ

かりやすいと思うし、何を議論すべきかわかりやすく書いた方が良い。

委員長

それではそのようにしたいと思うが、これだけは何か加えた方が良い
ということは何かあるか。

委員

先ほどから意見として出ているように、この委員会は諮問のことだけ
をやるのか、あるいは、諮問以外のこともやることができるのか、この
ことは、はっきりしたほうが良いのではないか。本日の議論の中でも、
まだぼやけているように思う。少なくとも、このことは、はっきりとさ
せたほうが、新しい委員もわかりやすいと思うがどうか。

副委員長

本日も意見として挙がっていたように、やはりこの委員会の議論すべ
きことがはっきりしないというのは、諮問事項が明確でないということ
ではないだろうか。

しかし、逆に言えば諮問が明確であればあるほど、役割は限定されて
しまう。そうなると、果たしてその状態は、多くの市民を委員として選
んでいる委員会としてどうかと思うので、その辺りの道を開いていくこ
とを考えても良いのではないだろうか。

以前、指摘があったように、諮問があつての委員会ということは確か
であるが、間をとって諮問事項は諮問事項でしっかりと審議する。その
うえでゆとりも持たせる部分も必要であり、この内容は審議をお願いし
たいという諮問には応え、さらに諮問事項以外で委員会が必要と思うテ
ーマを審議することも可能にしたほうが良いかとは思ふ。

委員長

事務局の考えとしてはどうか。

事務局

諮問事項以外については難しいところではあるが、諮問に関連したこ
とであれば、多少の自由度を持たせることは可能かと思う。

委員長

ここで確認しておきたいが、これまでの経緯としては、おそらく抽象的な諮問だからこそ可能だったのかと思うが、「その他」という提言も答申に盛り込んでいた。

あるいは、諮問事項の審議が4年を待たずに終了した場合、残りの期間をどのように使うか、ということも想定される。

委員会の任期4年の使い方に話が戻ってしまうようだが、その場合でも、諮問事項以外を審議するという選択肢はやはりないのだろうか。

事務局

今回、任期を揃えたうえで4年にしたのは、同一メンバーの委員会でじっくりと審議をしてもらうことだったと思う。

条例改正の必要があるかどうかは、頻繁に審議する事項ではないと考えられるため、できれば時間をかけて、じっくり審議をしてもらいたい。

また、これまでのように所管事項のどれかを1つや複数を羅列した諮問ということではなく、4年の間に何度か出されることもあるだろうし、所掌事務に書かれていることをそのままとするのではなく、より具体的な内容にしてもらうようには働きかけていきたい。

また、委員会が提言をしていく柔軟性も踏まえた内容が諮問されるようにもしていきたいと考えている。

委員長

そうなると、やはり諮問以外の「その他」という項目は、提言として出せないということか。

委員

平成26年7月14日に出した前回の答申には、諮問および会義の柔軟性を確保するようにと出している。そのことから、そうした趣旨の内容は、当然ながら市長も理解してもらえていると思う。

また、先ほどの委員長からの問いかけの、「申し送り事項にこれだけは付け加えたいということはあるか」という点については、本日の資料に示されている「条例が無くとも自治が進む状態が望ましいことである」というのが、まさに自治基本条例の理念が目指すところとして、非常に的を得ていると共感したので、ぜひ付け加えてはどうか。

委員長

ただいまの意見によると、次に出される諮問事項には「その他」を盛り込める柔軟性も考慮した内容で出されることを期待したい。

それでは本日の議論をそろそろまとめたい。

冒頭に出た意見の自治基本条例の認知度をあげること、次に諮問事項以外にも審議できるように柔軟性を持たせること、そして、最後の意見の趣旨の内容の3つを軸に申し送りをするということでしょうか。

－ 委員了承 －

委員長

それでは、本日の資料に、ただいまの内容を踏まえて文書化し、事務局と正副委員長で調整したうえで、次回の会議の前に皆さんに素案として示したいと思うがそれで良いか。

－ 委員了承 －

委員長

では、次回を最終回として、修正箇所があった場合はその場でただちに修文をしたい。

それでは本日の議事は以上とし、次回の日程を調整させてもらいたい。

まず、候補を挙げさせていただくと、11月13日（金）であれば、本日と同じ会場で開催が可能だがどうか。

－ 委員了承 －

委員長

それでは、次回はその日をお願いしたい。他になければその他として、事務局から何かあるか。

○その他

事務局

それでは、本日の議事に関連することではないが、本日欠席の委員から情報提供をいただいたので配布したい。

－ 委員に配布 －

	<p>委員長 この情報提供は特に意見等をいただかなくても良いのか。</p> <p>事務局 委員会からはそのように申し伝えをもらっている。</p> <p>委員長 それでは、その他として委員からは何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>委員長 本日の議題はすべて終了したので、以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後 7 時 3 2 分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	11月13日（金）場所は キュポ・ラM4階 会議室2号